

議案第30号

西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定  
の件

西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和元年8月7日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松司郎

(別 紙)

西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年8月7日

西宮市教育委員会

## 西宮市条例第 号

### 西宮市立郷土資料館条例の一部を改正する条例

西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「並びに和紙実習等」を削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 学習館において、和紙実習を開催すること。

第5条を次のように改める。

（和紙実習の受講）

第5条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ西宮市教育委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において特別の理由があると認めたときは、実習費を減免することができる。

第6条から第10条までを削り、第11条を第6条とし、第12条から第14条まで5条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### （参考）

#### ○提案理由

市の所管する公共施設の使用料に関する統一的な取扱いの指針となる「西宮市施設使用料指針」（令和元年7月）において、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館については、使用者から徴収をしない施設とされたことによる所要の改正を行うため。

## 西宮市立郷土資料館条例

(昭和59年12月28日)

(西宮市条例第17号)

## 沿革

平成12年3月30日 条例59号

平成13年12月26日 条例20号

平成26年12月18日 条例28号

平成31年●月●日 条例●●号

## (設置)

第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

## (位置)

第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。

## (分館)

第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。

2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。

## (事業)

第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事。

(2) 資料に関する調査研究を行うこと。

(3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。

(4) 博物館、学校その他の関係機関と相互協力を行うこと。

(5) 学習館において、和紙実習を開催すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

## (職員)

第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。

## (観覧料)

第5条 資料館の観覧料は無料とする。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるものについては、委員会が定めるところにより、観覧料を徴収することができる。

## (和紙実習の受講)

第5条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ西宮市教育委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において特別な理由があると認めたときは、実習費を減免することができる。

## (使用の許可等)

第6条 別表に掲げる学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けな

~~ければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。~~

~~2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、使用を許可しない。~~

~~(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。~~

~~(2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。~~

~~(3) 営利を目的とするとき。~~

~~(4) 管理運営上支障があるとき。~~

~~(5) その他委員会が使用を不適当と認めるとき。~~

~~(使用料の納付等)~~

~~第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。~~

~~2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を返還することができる。~~

~~(実習費の納付等)~~

~~第8条 使用者が学習館において、和紙実習の指導を受けるときは、委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、実習費を減額し、又は免除することができる。~~

~~(使用許可の取消)~~

~~第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。~~

~~(1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。~~

~~(2) この条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。~~

~~(3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。~~

~~(4) 前3号に定めるもののほか、公益上委員会が特に必要と認めるとき。~~

~~[2] [3]~~

~~(使用権の譲渡等の禁止) [2]~~

~~第10条 使用者は、学習館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。[2] [3]~~  
~~(特別利用の許可)~~

~~第11~~6~~条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。~~

~~(原状回復等)~~

~~第12~~7~~条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償の額を減免することができる。~~

~~(入館の制限)~~

~~第13~~8~~条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。~~

~~(1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者~~

~~(2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者~~

(3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者

(4) その他管理上必要な指示に従わない者

(規則への委任)

第149条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

#### 付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日西宮市条例第59号西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例  
3条による改正付則)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月26日西宮市条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月18日西宮市条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年●月●日西宮市条例第●●号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表 (第6条、第7条関係)

[2] [3]

#### 学習館使用料

区分		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで
施設	実習室	1,000円	1,300円
	集会室	1,000円	1,300円

#### 備考

1 使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。

2 冷房又は暖房を行う場合にあつては、この表に規定する額の2割に相当する額を加算する。

## 西宮市立郷土資料館条例（新旧対照表）

現 行

改 正 案

(設置)	第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。	(設置)	第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、もつて市民の教育、文化の向上に資することを目的として、西宮市立郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。
(位置)	第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。	(位置)	第2条 資料館は、西宮市川添町15番26号に置く。
(分館)	第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。	(分館)	第2条の2 資料館の分館として名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を置く。
(事業)	2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。	(事業)	2 学習館は、西宮市名塩2丁目10番8号に置く。
(事業)	第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。	(事業)	第3条 資料館は、次に掲げる事業を行う。
(1)	（1）郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示並びに和紙実習等に関すること。	(1)	（1）郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
(2)	（2）資料に関する調査研究を行うこと。	(2)	（2）資料に関する調査研究を行うこと。
(3)	（3）資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。	(3)	（3）資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
(4)	（4）博物館、学校その他の関係機関と相互協力をを行うこと。	(4)	（4）博物館、学校その他の関係機関と相互協力をを行うこと。
(5)	（5）学習館において、和紙実習を開催すること。	(5)	（5）学習館において、和紙実習を開催すること。
(6)	（6）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するためには必要な事業	(職員)	（6）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するためには必要な事業
(職員)	第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。	(職員)	第4条 資料館に、館長その他の職員を置く。

(観覧料)

第5条 資料館の観覧料は無料とする。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めるものについては、委員会が定めるところにより、観覧料を徴収することができる。

(使用の許可等)

第6条 別表に掲げる学習館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めめたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を返還することができる。

(実習費の納付等)

第8条 使用者が学習館において、和紙実習の指導を受けたときは、委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、委員会にお

(和紙実習の受講)

第5条 学習館において和紙実習を受講しようとする者は、あらかじめ委員会規則で定める実習費を納付しなければならない。ただし、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）において特別な理由があると認められたときは、実習費を減免することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

いて特別の理由があると認めめたときは、実習費を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく委員会規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上委員会が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、学習館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別利用の許可)

第11条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復等)

第12条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるとときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者

(削除)

(特別利用の許可)

第6条 資料の模写、模造、撮影その他特別利用をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復等)

第7条 資料館の施設等を汚損し、破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるとときは、賠償の額を減免することができる。

(入館の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者

- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者  
 (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(規則への委任)

#### 第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

##### 付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日西宮市条例第59号西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例3条による改正付則)  
 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月26日西宮市条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月18日西宮市条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者  
 (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者  
 (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

##### 付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日西宮市条例第59号西宮市立図書館条例等の一部を改正する条例3条による改正付則)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年12月26日西宮市条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月18日西宮市条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和●年●月●日西宮市条例第●●号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (削除)

##### 別表 (第6条、第7条関係)

区分	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで
施設 実習室	<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>
集会室	<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>

##### 備考

1 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額

とする。

2 冷房又は暖房を行う場合には、この表に規定する額の2割に相当する額を加算する。